

Q & A

(災害補償課)

Q

薬を取りに行った際の移送費について

病院に通院し処方せんを発行されましたが、その日の後の通院日ではない日に薬局へ行き、薬を受け取りました。この際に発生した移送費は請求できますか。

A

病院への通院日でない日に薬局だけへ行ったときに発生した交通費等は、移送費の対象にはしていません。ただし、処方せんを発行されたが薬局がどこも閉まっている時間だった、あるいは、一般的な薬局では取り扱っていない特殊な薬剤を処方され、薬局で取り寄せた等の理由により、やむを得ず病院への通院日ではない日に薬局へ行ったなど特別な事情があると認められる場合は、移送費の対象にすることもあります。